参考資料

■第5次新潟市男女共同参画行動計画策定の経過
■新潟市男女共同参画審議会委員
■新潟市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力防止・被害者支援に関する検討会構成員
■新潟市男女共同参画推進条例
■男女共同参画社会基本法
■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
■男女共同参画に関する国内外の動き

第５次新潟市男女共同参画行動計画策定の経過

令和６年度

期　日	事　項
令和６年９月２日 ～９月17日	○男女共同参画に関する基礎調査 ・市内在住の満 15 歳以上の男女 4,000 人を対象に実施 ・有効回収数（率）　1,878 人（47.0%）
令和６年 11 月 25 日	○男女共同参画審議会 ・「第５次新潟市男女共同参画行動計画の策定について」市長から審議会へ諮問
令和７年２月 10 日	○男女共同参画審議会（第１回） ・基礎調査結果報告、第５次新潟市男女共同参画行動計画案について
令和７年３月 18 日	○新潟市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力防止・被害者支援に関する検討会（第１回） ・女性支援及び配偶者等からの暴力防止・被害者支援の現状と課題について

令和７年度

期　日	事　項
令和７年４月23日	○男女共同参画審議会（第２回） ・第５次新潟市男女共同参画行動計画案について
令和７年５月15日	○新潟市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力防止・被害者支援に関する検討会（第２回） ・新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画案について ・新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画案について
令和７年６月４日	○男女共同参画審議会（第３回） ・第５次新潟市男女共同参画行動計画案について
令和７年７月２日	○新潟市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力防止・被害者支援に関する検討会（第３回） ・新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画案について ・新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画案について
令和７年８月５日	○男女共同参画審議会（第４回） ・第５次新潟市男女共同参画行動計画案について
令和７年９月 12 日	○男女共同参画審議会（第５回） ・第５次新潟市男女共同参画行動計画案について
令和７年 10 月 22 日	○男女共同参画審議会（第６回） ・第５次新潟市男女共同参画行動計画案について
令和７年 12 月 19 日 ～令和８年１月 18 日	○第５次新潟市男女共同参画行動計画案への市民意見募集
令和８年２月 17 日	○男女共同参画審議会（第７回） ・第５次新潟市男女共同参画行動計画案への市民意見募集の結果報告 ・審議会から「第５次新潟市男女共同参画行動計画案」として市長に答申
令和８年３月	○第５次新潟市男女共同参画行動計画策定

新潟市男女共同参画審議会委員

令和８年３月現在（氏名五十音順　敬称略）

氏　名	役職名等
有　森　直　子	新潟大学医学部保健学科　教授
大　島　雅　之	新潟県警察本部生活安全部人身安全対策課　人身安全対策官
小　奈　みどり	新潟市防災士の会女性部会
小　菅　美穂子	新潟市立越前小学校　校長
齊　藤　綾　子	にいがた女性会議　代表
佐　藤　志　津	特定非営利活動法人女のスペース・にいがた　事務局長
◎杉　原　名穂子	新潟大学人文学部　准教授
田　覚　麻由美	公募委員
橘　　里　香	弁護士
仲　屋　　淳	新潟日報社編集局　論説編集委員
三　須　正　明	連合新潟地域協議会　副議長
南　　圭　祐	新潟商工会議所　中小企業振興部長
山　本　星　来	公募委員
○吉　田　健　太	ファザーリング・ジャパンにいがた　代表
渡　邉　　稔	新潟労働局雇用環境・均等室　雇用環境改善・均等推進監理官

◎会長　○会長代理

（令和７年３月まで）相田　　晃（新潟日報社編集局　論説編集委員）
井浦　順子（新潟市立白根小学校　校長）
辻川　明美（社会保険労務士）
福田　敦子（公募委員）
藤井りか子（新潟市防災士の会女性部会）
松本こずえ（公募委員）

新潟市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力防止・被害者支援に関する検討会構成員

一般財団法人新潟市母子福祉連合会
公益財団法人新潟市国際交流協会
公益社団法人にいがた被害者支援センター
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会
特定非営利活動法人女のスペース・にいがた
新潟青陵大学
新潟県女性相談支援センター
新潟市医師会
新潟市男女共同参画審議会委員
新潟市民生委員児童委員協議会連合会
新潟市区役所健康福祉課
新潟市児童相談所
新潟市パーソナル・サポート・センター

○新潟市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 18 日
条例第 9 号

目次

前　文
第 1 章　総則 (第 1 条―第 8 条)
第 2 章　推進体制等 (第 9 条・第 10 条)
第 3 章　基本的施策 (第 11 条―第 21 条)
第 4 章　苦情処理 (第 22 条)
第 5 章　男女共同参画審議会 (第 23 条)
第 6 章　雑則 (第 24 条)
附　則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定など、男女平等の実現に向けた取組が行われてきた。

わたしたちのまち新潟においても、早くから市民と行政がともに、女性の地位向上と実質的な男女平等を目指した取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度・慣行による不平等な取扱い、家庭や社会で弱い立場にある者に対する様々な暴力など、男女共同参画の推進を阻害する多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

わたしたちは、ここに、基本的な理念と責務を明らかにし、市と市民、事業者、市民団体の協働の下、市民一人一人が尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるまち、新潟を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章　総　則

（目的）

第 1 条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女平等な社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)　積極的格差是正措置　前号に規定する機会について、男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　市民　市内に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。

(4)　事業者　市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。

(5)　市民団体　市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。

(6)　セクシュアル・ハラスメント　継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動をいう。

（基本理念）

第 3 条　男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

(1)　男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

(2)　男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

(3)　男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

(4)　男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようにすること。

(5)　男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6)　男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

（市の責務）

第 4 条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2　市は、市民、事業者、市民団体、国及び他の地

方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）
第５条　市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
２　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。
２　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の責務）
第７条　市民団体は、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
２　市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）
第８条　何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
２　何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
３　何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第２章　推進体制等

（推進体制）
第９条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を進めるために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

（行動計画）
第 10 条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
２　市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ新潟市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映させるものとする。
３　市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
４　前２項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

第３章　基本的施策

（審議会等への男女共同参画の機会確保）
第 11 条　市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るものとする。

（男女共同参画のための教育の推進）
第 12 条　市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

（家庭生活及び社会生活の両立支援）
第 13 条　市は、男女が家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（市民及び市民団体への支援）
第 14 条　市は、市民及び市民団体が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（事業者等への支援）
第 15 条　市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について、報告を求め適切な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。
２　市は、農林水産業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する家族等の男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（広報活動等）
第 16 条　市は、基本理念について市民、事業者及び市民団体の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究）
第 17 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（年次報告）
第 18 条　市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（施策策定に当たっての配慮）
第 19 条　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（拠点施設）
第 20 条　市は、新潟市男女共同参画推進センター（新潟市万代市民会館条例（平成 3 年新潟市条例第 5 号）に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び市民団体による取組を支援するための拠点施設とする。

（相談への対応）
第 21 条　市民、事業者及び市民団体は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して、市に相談することができる。
2　市は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関等との連携の下に適切な措置を講ずるものとする。

第 4 章　苦情処理

（施策に関する苦情への対応）
第 22 条　市長の附属機関として、新潟市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
2　市民、事業者及び市民団体は、市が実施する男女共同参画を推進する施策又は推進を阻害すると認められる施策についての苦情（以下「苦情」という。）がある場合は、市長に申し出ることができる。
3　苦情処理委員は、市長の諮問に応じ、苦情に関して調査を行い、市長に調査結果を付して意見を述べるものとする。
4　市長は、苦情処理委員の意見を聴いた上で、適切な措置を講ずるものとする。
5　前各項に定めるもののほか、苦情処理に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第 5 章　男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）
第 23 条　市長の附属機関として、新潟市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、次に掲げる事務を行う。
(1)　市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申すること。
(2)　男女共同参画の推進に関し、必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
3　前 2 項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第 6 章　雑　則

（委任）
第 24 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則　抄

（施行期日）
1　この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）
2　この条例の施行の際、現に策定されている新潟市男女共同参画行動計画は、第 10 条第 1 項の規定により策定された行動計画とみなす。

○男女共同参画社会基本法

（平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号）

最終改正：令和 7 年 6 月 27 日号外法律第 80 号

目次

前　文
第 1 章　総則（第 1 条―第 12 条）
第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）
第 3 章　男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条）
附　則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章　総　則

（目的）

第 1 条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条　国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含

む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）
第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）
第 10 条の２　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）
第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）
第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（1）　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
（2）　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）
第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（1）　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
（2）　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第 15 条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第 16 条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第 17 条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を

阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）
第 18 条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
2　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
3　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）
第 18 条の 2　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）
第 18 条の 3　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第 19 条　国は、前 3 条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第 20 条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章　男女共同参画会議

（設置）
第 21 条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第 22 条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（1）　男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
（2）　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
（3）　前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
（4）　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第 23 条　会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）
第 24 条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2　議長は、会務を総理する。

（議員）
第 25 条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
（1）　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
（2）　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2　前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
3　第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
4　第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第 26 条　前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第 27 条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第 28 条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　　則

（施行期日）
第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第 2 条　男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

（経過措置）
第 3 条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）
第 4 条　総理府設置法（昭和 24 年法律第 127 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号抄〕

（施行期日）
第 1 条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日〔平成 13 年 1 月 6 日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)〔略〕
(2)　附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）
第 28 条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
1 ～ 10〔略〕
11　男女共同参画審議会
12 ～ 58〔略〕

（別に定める経過措置）
第 30 条　第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則〔平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号抄〕

（施行期日）
第 1 条　この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。〔後略〕

附　則〔令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号〕

（施行期日）
1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号）の施行の日〔令和 8 年 4 月 1 日〕から施行する。ただし、第 1 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

〔平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号〕

最終改正：令和 7 年 12 月 10 日号外法律第 84 号

目次

前　文
第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 1 章の 2　基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）
第 2 章　配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条―第 5 条の 4）
第 3 章　被害者の保護（第 6 条―第 9 条の 2）
第 4 章　保護命令（第 10 条―第 22 条）
第 5 章　雑則（第 23 条―第 28 条）
第 5 章の 2　補則（第 28 条の 2）
第 6 章　罰則（第 29 条―第 31 条）
附　則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章　総　則

（定義）

第 1 条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第 1 章の 2　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

（4）　前 3 号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
(2)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
(3)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
(4)　前３号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
(2)　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
(3)　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第６号、第５条、第８条の３及び第９条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
(4)　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
(5)　第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
(6)　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第３号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第４条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第５条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第５条の２　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第５項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5　協議会は、第３項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第５条の３　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第５条の４　前２条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第３章　　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
３　刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）
第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）
第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）
第８条の３　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）
第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　　保護命令

（接近禁止命令等）
第 10 条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第 12 条第１項第３号及び第４号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第 12 条第１項第２号から第４号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して１年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

（1）　面会を要求すること。

（2）　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3）　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4）　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第６項第１号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

（5）　緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前６時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

（6）　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7）　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8）　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

（9）　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第２条第１項第１号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。

以下この項において同じ。）（第 11 号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

（10）　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

（11）　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第１項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第１項第３号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第２号から第 11 号までに掲げる行為（同項第５号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第１項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第１項第４号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配

偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第２項第４号及び第５号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

（1）　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第２条第１号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

（2）　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第 10 条の２　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第 18 条第１項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第 12 条第２項第２号及び第 18 条第１項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して２月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第２条第 22 号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、６月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第 11 条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（1）　申立人の住所又は居所の所在地

（2）　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（1）　申立人の住所又は居所の所在地

（2）　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第 12 条　接近禁止命令及び第 10 条第２項から第４項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

（1）　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

（2）　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

（3）　第 10 条第３項の規定による命令（以下この号並びに第 17 条第３項及び第４項において「３項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該３項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

（4）　第 10 条第４項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

（5）　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措

置の内容

2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1)　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

(2)　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

(3)　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前 2 号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3　前 2 項の書面（以下「申立書」という。）に第 1 項第 5 号イからニまで又は前項第 3 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第 1 項第 1 号から第 4 号まで又は前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 53 条第 1 項又は第 59 条第 3 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条　裁判所は、接近禁止命令、第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまで又は同条第 2 項第 3 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第 14 条の 2　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第 14 条の 3　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第 14 条の 4　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第 4 項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 3 項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て

等に関する法令の規定を適用する。
3　第１項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
4　第１項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
5　第１項の規定によりされた申立て等が第３項に規定するファイルに記録されたときは、第１項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
6　第１項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）
第 15 条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第１項第５号イからニまで又は同条第２項第３号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）
第 16 条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第 10 条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第 10 条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）
第 17 条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第 10 条第２項から第４項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第６項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
3　３項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して６月を経過した日又は当該３項命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該３項命令を発した裁判所に対し、第 10 条第３項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該３項命令の取消しの申立てをすることができる。

4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る３項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
5　第３項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6　第３項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
7　第 15 条第３項及び前条第７項の規定は、第１項から第３項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）
第 18 条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
2　前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第２項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第 18 条第１項本文の事情」と、同項第３号中「事項に」とあるのは「事項及び第 18 条第１項本文の事情に」と、同条第３項中「事項に」とあるのは「事項並びに第 18 条第１項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）
第 19 条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第 20 条　削除〔令和５年５月法律 30 号〕

（民事訴訟法の準用）
第 21 条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第１編から第４編までの規定（同法第 71 条第２項、第 91 条の２、第 92 条第９項及び第 10 項、第 92 条の２第２項、第 94 条、第 100 条第２項、第１編第５章第４節第３款、第 111 条、第１編第７章、第 133 条の２第５項及び第６項、第 133 条の３第２項、第 151 条第３項、第 160 条第２項、第 185 条第３項、第 205 条第２項、第 215 条第２項、第 227 条第２項並びに第 232 条の２の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 112 条第１項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 112 条第１項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第 113 条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第 111 条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 133 条の３第１項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第 151 条第２項及び第 231 条の２第２項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第 160 条第 1 項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第 160 条第 3 項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第 160 条第 4 項	第 2 項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第 160 条の 2 第 1 項	前条第 2 項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第 160 条の 2 第 2 項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第 205 条第 3 項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 215 条第 4 項	事項又は第 2 項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 231 条の 3 第 2 項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第 261 条第 4 項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第 22 条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章　雑　則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第 27 条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1)　第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2)　第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必

要な事務に要する費用
(3)　第４条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
(4)　第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市町村は、第４条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第１号及び第２号に掲げるものについては、その10分の５を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の５以内を補助することができる。
(1)　都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第３号及び第４号に掲げるもの
(2)　市町村が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２　補　則

（この法律の準用）

第28条の２　第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	配偶者	第28条の２に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第１項から第４項まで、第10条の２、第11条第２項第２号及び第３項第２号、第12条第１項第１号から第４号まで並びに第２項第１号及び第２号並びに第18条第１項	配偶者	特定関係者
第10条第１項、第10条の２並びに第12条第１項第１号及び第２項第１号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の２に規定する関係を解消した場合

第６章　罰　則

第29条　保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第１項から第４項まで及び第10条の２の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、２年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条　第３条第５項又は第５条の３の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条　第12条第１項若しくは第２項（第18条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の２において読み替えて準用する第12条第１項若しくは第２項（第28条の２において準用する第18条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載

すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附　　則

（施行期日）
第1条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）
第2条　平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）
第3条　この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）
第4条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附　　則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）
第1条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第2条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
2　旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）
第3条　新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　　則〔平成19年7月11日法律第113号〕

（施行期日）
第1条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第2条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）
第3条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附　　則〔平成25年7月3日法律第72号〕

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）
2　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）
3　民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附　　則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕

（施行期日）
第1条　この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定　公布の日

(2)　第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定　平成 26 年 10 月 1 日
(3)〔略〕

（政令への委任）
第 19 条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　　則〔令和元年 6 月 26 日法律第 46 号抄〕

（施行期日）
第 1 条　この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)　附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定　公布の日
(2)．(3)〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）
第 4 条　前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第 8 条　政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2　政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　　則〔令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号抄〕

（施行期日）
第 1 条　この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)〔前略〕附則〔中略〕第 38 条の規定　公布の日
(2)～(4)〔略〕

（政令への委任）
第 38 条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
〔令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）
第 441 条　刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
2　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第 19 条第 1 項の規定又は第 82 条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 25 条第 4 項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第 20 条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第 20 条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）
第 442 条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）
第 443 条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。
2　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）
第 509 条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　　則〔令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号抄〕

（施行期日）
1　この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和 4 年 6 月法律第 67 号〕施行日〔令和 7 年 6 月 1 日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）　第 509 条の規定　公布の日
（2）〔略〕

附　　則〔令和 5 年 5 月 19 日法律第 30 号〕

（施行期日）
第 1 条　この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）　附則第 7 条の規定　公布の日
（2）　第 21 条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。附則第 3 条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日〔令和 6 年 3 月 1 日〕

（保護命令事件に係る経過措置）
第 2 条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条及び第 10 条の 2 の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
2　新法第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
3　新法第 18 条第 1 項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）
第 3 条　新法第 14 条の 2 から第 14 条の 4 までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。
2　附則第 1 条第 2 号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第 21 条の規定の適用については、同条中「第 71 条第 2 項、第 91 条の 2、第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 92 条の 2 第 2 項、第 94 条、第 100 条第 2 項、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 111 条、第 1 編第 7 章、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項、第 133 条の 3 第 2 項、第 151 条第 3 項、第 160 条第 2 項、第 185 条第 3 項、第 205 条第 2 項、第 215 条第 2 項、第 227 条第 2 項並びに第 232 条の 2 の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第 87 条の 2 の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第 4 条　刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第 30 条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）
第 5 条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）
第 6 条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（政令への委任）
第 7 条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第 8 条　政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
〔令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号抄〕

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）
第 186 条　前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第 197 条及び第 198 条において「改正後配偶者暴力防止法」という。）第 21 条において準用する民事

訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第 71 条第 2 項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正後保護命令事件」という。）における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）
第 187 条　準用民事訴訟法第 94 条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正前保護命令事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）
第 188 条　準用民事訴訟法第 100 条第 2 項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）
第 189 条　準用民事訴訟法第 111 条から第 113 条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）
第 190 条　準用民事訴訟法第 1 編第 7 章の規定（準用民事訴訟法第 132 条の 13 の規定を除く。）は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第 132 条の 10 第 1 項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第 185 条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 14 条の 4 第 1 項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）
第 191 条　準用民事訴訟法第 151 条第 2 項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）
第 192 条　準用民事訴訟法第 160 条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。
2　準用民事訴訟法第 160 条の 2 の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）
第 193 条　準用民事訴訟法第 205 条第 2 項及び第 215 条第 2 項（準用民事訴訟法第 218 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）
第 194 条　準用民事訴訟法第 231 条の 2 第 2 項及び第 231 条の 3 第 2 項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子決定書の作成に関する経過措置）
第 195 条　準用民事訴訟法第 122 条において準用する準用民事訴訟法第 252 条及び第 253 条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）
第 196 条　準用民事訴訟法第 261 条第 4 項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）
第 197 条　改正後配偶者暴力防止法第 19 条の 3 の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置）
第 198 条　第 2 号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第 12 条第 3 項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第 53 条第 1 項又は第 59 条第 3 項」とあるのは「第 53 条第 1 項」とする。

（罰則に関する経過措置）
第 387 条　この法律（附則第 2 号及び第 3 号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした

行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 388 条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 389 条　政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　　則〔令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号〕

この法律は、公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)〔前略〕第 388 条の規定　公布の日

(2)〔前略〕第 185 条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 12 条第 3 項の改正規定、第 198 条の規定並びに第 387 条の規定　公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
〔令和 7 年 7 月政令 262 号により、令和 7 年 10 月 1 日から施行〕

(3)〔略〕

附　　則〔令和 7 年 12 月 10 日法律第 84 号〕

この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

〔平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号〕

最終改正：令和 7 年 6 月 11 日号外法律第 63 号

目次

第 1 章　総則（第 1 条―第 4 条）
第 2 章　基本方針等（第 5 条・第 6 条）
第 3 章　事業主行動計画等
第 1 節　事業主行動計画策定指針（第 7 条）
第 2 節　一般事業主行動計画等（第 8 条―第 18 条）
第 3 節　特定事業主行動計画（第 19 条）
第 4 節　女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
第 4 章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条―第 29 条）
第 5 章　雑則（第 30 条―第 33 条）
第 6 章　罰則（第 34 条―第 39 条）
附　則

第 1 章　総　則

（目的）

第 1 条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章　基本方針等

（基本方針）

第 5 条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2)　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3)　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第３章　事業主行動計画等

第１節　事業主行動計画策定指針

第７条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第１項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第１項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1)　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2)　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3)　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第８条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　計画期間

(2)　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3)　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数

が 100 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第 3 項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第 4 項から第 6 項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第 9 条　厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 7 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第 10 条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第 14 条第 1 項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第 11 条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

（1）　第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

（2）　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

（3）　不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第 12 条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第 19 条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第 13 条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第 14 条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第 15 条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

（1）　第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。

（2）　第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

（3）　第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

（4）　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

（5）　不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第 16 条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合

会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 5 条の 5、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条　公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条　国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節　特定事業主行動計画

第 19 条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　計画期間

（2）　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表

しなければならない。
6　特定事業主は、毎年少なくとも１回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第 20 条　第８条第１項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
（1）　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
（2）　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
（3）　前２号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
（4）　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
2　第８条第１項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
（1）　前項第１号及び第２号に掲げる情報
（2）　前項第３号に掲げる情報又は同項第４号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
3　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第１項各号に掲げる情報のうち少なくとも１の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第 21 条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
（1）　その任用する職員の男女の給与の額の差異
（2）　その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
（3）　前２号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
（4）　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）
第 22 条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）
第 23 条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）
第 24 条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）
第 25 条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）
第 26 条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）
第 27 条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
（1）　一般事業主の団体又はその連合団体
（2）　学識経験者
（3）　その他当該関係機関が必要と認める者
4　協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）
第 28 条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第 29 条　前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章　雑　則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第 30 条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）
第 31 条　厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 3 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）
第 32 条　第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）
第 33 条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章　罰　則

第 34 条　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。
第 35 条　次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
（1）　第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
（2）　第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者
第 36 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。
（1）　第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
（2）　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかったとき。
（3）　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反したとき。
第 37 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1)　第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
(2)　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
(3)　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
(4)　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第 38 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条　第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附　　則

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条　この法律は、令和 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2　第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する

（政令への委任）

第 3 条　前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条　政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第 5 条　社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第 6 条　内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　　則〔平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号抄〕

（施行期日）

第 1 条　この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定　公布の日
(2)．(3)　〔略〕
(4)　〔前略〕附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成 30 年 1 月 1 日
(5)　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第 34 条　この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　　則〔令和元年 6 月 5 日法律第 24 号抄〕

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年 12 月政令 174 号により、令和 2 年 6 月 1 日から施行〕

(1)　〔前略〕附則第 6 条の規定　公布の日
(2)　第 2 条の規定　公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年 12 月政令 174 号により、令和 4 年 4 月 1 日から施行〕

（罰則に関する経過措置）
第５条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第６条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める

（検討）
第７条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　　則〔令和４年３月31日法律第12号抄〕

（施行期日）
第１条　この法律は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）〔前略〕附則第28条の規定　公布の日
（2）〔略〕
（3）〔前略〕附則〔中略〕第24条〔中略〕の規定　令和４年10月１日

（政令への委任）
第28条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
〔令和４年６月17日法律第68号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）
第441条　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
２　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第19条第１項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第４項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）
第442条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）
第443条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。
２　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）
第509条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　　則〔令和４年６月17日法律第68号抄〕

（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和４年６月法律第67号〕施行日〔令和７年６月１日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）　第509条の規定　公布の日
（2）〔略〕

附　　則〔令和７年６月11日法律第63号抄〕

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
〔令和８年２月政令17号により、令和８年10月１日から施行〕
（1）〔前略〕第４条中女性の職業生活における活

躍の推進に関する法律第２条第１項の改正規定、同法第５条第２項第３号の改正規定及び同法附則第２条第１項の改正規定〔中略〕並びに附則〔中略〕第７条、第８条の２〔中略〕の規定　公布の日

(2)　〔前略〕第４条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条の改正規定を除く。）並びに附則第６条の規定

〔中略〕　令和８年４月１日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第６条　第４条の規定（附則第１条第２号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 20 条第１項及び第２項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第１項及び第２項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第７条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第８条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第８条の２　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第 25 号）第２条第１項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第２条第３項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第２項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
〔令和４年５月25日号外法律第52号〕

最終改正：令和４年６月17日号外法律第68号

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　基本方針及び都道府県基本計画等（第７条・第８条）
第３章　女性相談支援センターによる支援等（第９条―第15条）
第４章　雑則（第16条―第22条）
第５章　罰則（第23条）
附　則

第１章　総　則

（目的）
第１条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）
第３条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
（1）　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
（2）　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
（3）　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）
第４条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）
第５条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）
第６条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第２条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第３条第１項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第２章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）
第７条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
（1）　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
（2）　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
（3）　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）
第８条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
（1）　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
（2）　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
（3）　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第３章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）
第９条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
2　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
3　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
（1）　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第 11 条第 1 項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
（2）　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第 5 号まで及び第 12 条第 1 項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
（3）　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
（4）　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
（5）　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
5　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
6　女性相談支援センターには、第 3 項第 2 号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
7　第 3 項第 2 号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
9　第 3 項第 2 号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
10　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
11　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）
第 10 条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第 23 条第 2 項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）
第 11 条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第 20 条第 1 項（第 4 号から第 6 号までを除く。）並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項第 1 号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第 20 条第 2 項及び第 22 条第 2 項第 2 号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）
第 12 条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）
第 13 条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
2　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）
第 14 条　民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）
第 15 条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第 9 条第 7 項又は第 12 条第 2 項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
2　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
3　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（1）　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者
（2）　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
（3）　前 2 号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第 4 章　雑　則

（教育及び啓発）
第 16 条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵 (かん) 養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に

努めるものとする。

（調査研究の推進）
第 17 条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）
第 18 条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第 19 条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）
第 20 条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第 1 号から第 3 号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
（1）　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
（2）　女性相談支援センターが行う第 9 条第 3 項第 2 号の一時保護（同条第 7 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
（3）　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
（4）　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
（5）　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
（6）　第 13 条第 1 項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
3　市町村は、第 13 条第 2 項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）
第 21 条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の 4 分の 3 以内を補助することができる。
2　都道府県又は市町村は、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第 1 項第 6 号の委託及び同条第 3 項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）
第 22 条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。
2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。
（1）　都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 5 号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第 3 号に掲げるものに限る。）
（2）　市町村が第 20 条第 2 項の規定により支弁した費用
3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち同項第 6 号に掲げるもの及び市町村が同条第 3 項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第 2 項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第 5 章　罰　則

第 23 条　第 9 条第 8 項又は第 15 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）
第 1 条　この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）　次条並びに附則第 3 条、第 5 条及び第 38 条の規定　公布の日
（2）　附則第 34 条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の公布の日のいずれか遅い日
（3）　附則第 35 条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の公布の日のいずれか遅い日
（4）　附則第 36 条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）
第２条　政府は、この法律の公布後３年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
２　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）
第３条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第７条第１項から第３項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第４項の規定の例により、これを公表することができる。
２　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第７条第１項から第３項までの規定により定められ、同条第４項の規定により公表された基本方針とみなす。

（売春防止法の一部改正）
第４条　売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（補導処分に付された者に係る措置）
第５条　政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第 17 条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第 10 条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和 33 年法律第 17 号。附則第 11 条において「旧婦人補導院法」という。）第１条第１項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第 30 条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
第６条　前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。
２　旧売春防止法第５条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第 17 条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 54 条第１項の規定により旧売春防止法第５条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。
第７条　施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第 30 条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 85 条第１項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第６条の規定による改正後の更生保護法第 88 条の２に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第 86 条第３項の規定は、適用しない。
２　前条第１項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

（婦人相談所に関する経過措置等）
第８条　この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第 34 条第１項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第３項第３号の一時保護及びその委託は、第９条第７項の規定により行われる同条第３項第２号の一時保護及びその委託とみなす。
２　この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第 35 条第１項又は第２項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第 11 条第３項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。
３　この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第 36 条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第 12 条第２項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

（旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置）
第９条　施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第 38 条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第 39 条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

（婦人補導院法の廃止）
第 10 条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）
第 11 条　旧婦人補導院法第 12 条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第 19 条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（地方自治法の一部改正）
第 12 条　地方自治法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（児童福祉法の一部改正）
第 13 条　児童福祉法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正）
第 14 条　次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。
（1）　地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 10 条第 10 号
（2）　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 9 条第 1 項

（公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）
第 15 条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。
（1）　公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 1 項第 3 号
（2）　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）第 60 条第 1 項第 3 号

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）
第 16 条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（電波法の一部改正）
第 17 条　電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（社会福祉法の一部改正）
第 18 条　社会福祉法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）
第 19 条　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正）
第 20 条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。
（1）　麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 5
（2）　矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成 27 年法律第 62 号）第 2 条第 1 号
（3）　再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 3 条第 2 項

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第 21 条　国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）
第 22 条　矯正医官修学資金貸与法（昭和 36 年法律第 23 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（激甚 (じん) 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
第 23 条　激甚 (じん) 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正）
第 24 条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（児童手当法の一部改正）
第 25 条　児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（行政手続法及び行政不服審査法の一部改正）
第 26 条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。
（1）　行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項第 8 号
（2）　行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 7 条第 1 項第 9 号

（更生保護事業法の一部改正）
第 27 条　更生保護事業法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置）
第 28 条　施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第 2 条第 5 項に規定する被保護者とみなす。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）
第 29 条　児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正）
第 30 条　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（更生保護法の一部改正）
第 31 条　更生保護法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（更生保護法の一部改正に伴う調整規定）
第 32 条　施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第 16 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする改正規定中「第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号」とあるのは、「第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号」とする。

（平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）
第 33 条　平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）
第 34 条　児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）
第 35 条　刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）
第 36 条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（法務省設置法の一部改正）
第 37 条　法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（政令への委任）
第 38 条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　　則〔令和 4 年 6 月 15 日法律第 66 号抄〕

（施行期日）
第 1 条　この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）
第 16 条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第 17 条　附則第 3 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）
第 441 条　刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
2　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第 19 条第 1 項の規定又は第 82 条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 25 条第 4 項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第 20 条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第 20 条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）
第 442 条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）
第 443 条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする

有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第 509 条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　　則〔令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号抄〕

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和 4 年 6 月法律第 67 号〕施行日〔令和 7 年 6 月 1 日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第 509 条の規定　公布の日

(2)　〔略〕

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年12月18日　国連総会採択
昭和60年 6 月25日　日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第１部

第１条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a)　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b)　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c)　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d)　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e)　個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
(f)　女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
(g)　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条
　締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条
1　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第５条
　締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
(a)　両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
(b)　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第６条
　締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第２部
第７条
　締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。
(a)　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
(b)　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
(c)　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第８条
　締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第９条
1　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第３部
第10条
　締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
(b)　同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
(c)　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
(d)　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
(e)　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
(f)　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
(g)　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の

機会
(h)　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条
1　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
(c)　職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
(e)　社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
(a)　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b)　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
(c)　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
(d)　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条
1　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2　1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条
締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　家族給付についての権利
(b)　銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
(c)　レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条
1　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
(a)　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
(b)　適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
(c)　社会保障制度から直接に利益を享受する権利
(d)　技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
(e)　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
(f)　あらゆる地域活動に参加する権利
(g)　農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
(h)　適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a)　婚姻をする同一の権利

(b)　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c)　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d)　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e)　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f)　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g)　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h)　無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

1　この条約の実施に関する進捗 (ちよく) 状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は､自国民の中から 1 人を指名することができる。

3　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

5　委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6　委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条
1　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
(a)　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
(b)　その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
2　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条
1　委員会は、手続規則を採択する。
2　委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条
1　委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
2　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条
1　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条
　専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条
　この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
(a)　締約国の法令
(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条
　締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条
1　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条
1　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2　国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条
1　この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
2　この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条
1　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条
1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されな

い旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。

３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

（右条約の英文）〔省略〕

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置（総理府）		
1976 (昭和51年)	・国連婦人の十年 （1976年～1985年）			
1977 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館設置	・民生部青少年福祉課母子婦人係が婦人問題を担当	
1979 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	・「女子差別撤廃条約」署名		
1983 (昭和58年)				・市民部生活課に婦人問題総合窓口設置
1984 (昭和59年)		・「国籍法」改正		・婦人問題庁内連絡会議設置
1985 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・青少年福祉課を婦人青少年課に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定（昭和60～70年度）	・第１回にいがた女性大会開催
1987 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		・新潟市女性行動計画策定懇話会設置 ・婦人政策室設置
1988 (昭和63年)				・「新潟市女性行動計画」策定
1989 (平成元年)				・新潟市女性行動計画推進会議設置
1990 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・婦人青少年課に婦人係を設置	
1991 (平成3年)		・「育児休業法」公布	・婦人青少年課を女性児童課に改称し、女性政策推進室を設置 ・新潟県女性問題協議会を設置	・市民部に女性政策課設置 ・女性センター開館 ・新潟市女性行動計画懇話会設置
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命	・「にいがたオアシス女性プラン」策定	・「新潟市女性行動計画」第1次改定 ・女性政策課を総務部に移管

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
1993 (平成5年)		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）公布、施行	・財団法人新潟県女性財団設立	
1994 (平成6年)		・男女共同参画室設置（総理府） ・男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置		
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」から「育児・介護休業法」に改正		・日本女性会議'95にいがた開催
1996 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ニューにいがた女性プラン」策定 ・女性児童課を改組し、環境生活部に女性政策課を設置 ・新潟ユニゾンプラザ内に女性センター開館	・新潟市女性行動計画懇話会設置 ・女性フォーラムinにいがた'96開催
1997 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「介護保険法」公布		・「新潟市女性行動計画」第2次改定
1998 (平成10年)				・新潟市男女共同参画審議会設置「男女共同参画の促進に関する新潟市行動計画の策定について」諮問
1999 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行		・男女共同参画審議会が中間報告提出
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行 ・「介護保険法」施行		・新潟市男女共同参画審議会が、「一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために　新潟市男女共同参画行動計画」答申

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2001 (平成13年)		・男女共同参画会議、男女共同参画局設置（内閣府） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・第1回男女共同参画週間 ・独立行政法人国立女性教育会館設立	・「新潟・新しい波　男女平等推進プラン」策定	・「一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために　新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・女性政策課を男女共同参画課に改称 ・新潟市男女共同参画行動計画推進会議設置
2002 (平成14年)			・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定、施行 ・県民生活・環境部男女平等社会推進課に改称 ・男女平等社会推進審議会設置 ・男女平等推進相談室開設	
2003 (平成15年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		
2004 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正		・「男女共同参画を促進する条例の基本的事項について」諮問 ・条例案中間報告パブリックコメント実施 ・「男女共同参画を促進する条例の基本的事項について」答申
2005 (平成17年)	・国連「北京＋10」閣僚級会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定		・「新潟市男女共同参画推進条例」制定 ・男女共同参画施策に関する苦情処理委員を設置 ・新潟市男女共同参画推進会議設置 ・女性センターを男女共同参画推進センターに改称
2006 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定 ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定 ・「ハッピー・パートナー企業」登録制度開始	・「新潟市男女共同参画行動計画第2次実施計画」策定

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2007 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施	・男女共同参画課を市民生活部に移管 ・政令指定都市に移行し、各区に男女共同参画地域推進員を配置 ・外部委員による行動計画事業評価開始
2008 (平成20年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正		
2009 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2010 (平成22年)	・国連「北京＋15」記念会合（ニューヨーク）	・「第３次男女共同参画基本計画」策定		
2011 (平成23年)				・「第2次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」策定
2012 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		・新潟市配偶者暴力相談支援センター開設
2013 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ	・「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	

参考資料

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2014 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「パートタイム労働法」改正		・「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2015 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク） ・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定	・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	
2016 (平成28年)		・「女性活躍推進法」完全施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	・「にいがたイクボス促進共同宣言」実施 ・「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）」設置	・「第3次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」改定
2017 (平成29年)			・「第３次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	
2018 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「働き方改革関連法」公布		・「新潟市女性活躍推進計画」策定
2019 (平成31・令和元年)		・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「刑法」等の改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「働き方改革関連法」施行		・「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2020 (令和２年)	・第64回国連女性の地位委員会「第４回世界女性会議25周年における政治宣言」採択	・「第５次男女共同参画基本計画」策定		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2021 (令和3年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	・「第4次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」改定 ・「新潟市女性活躍推進計画」改定
2022 (令和4年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布	・「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定 ・知事政策局に「男女平等・共同参画統括官」を設置 ・男女平等施策に関する業務を知事政策局政策企画課に移管した上で、「男女平等・共同参画推進室」を設置	
2023 (令和5年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
2024 (令和6年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		・「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2025 (令和7年)	・国連「北京+30」記念会合（第69回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	・「男女共同参画社会基本法」改正 ・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	・「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful（ニーフル））」開始 ・「ハッピー・パートナー企業登録制度」廃止	
2026 (令和8年)		・独立行政法人男女共同参画機構設立 ・「第6次男女共同参画基本計画」策定		・「第5次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」改定 ・「新潟市女性活躍推進計画」改定 ・「新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定